

令和 3 年 2 月 1 日

都道府県医師会
会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 中 川 俊



日本医師会「災害医療支援業務計画」について

貴職におかれましては、本会の災害医療対策にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、今般、日本医師会「災害医療支援業務計画」（以下、「本計画」という）を策定いたしました。本計画は、本会が災害対策基本法上の指定公共機関として既に作成している「防災業務計画」第 2 章第 1 節に基づくものになります。

本計画では、東日本大震災以降の各種災害から得られた教訓や最新の知見を踏まえ、本会における災害医療支援業務を効果的に進めることを目的としたものであり、本計画上の災害医療支援業務は、防災業務計画第 1 章第 4 節に掲げる各業務等をその内容といたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日本医師会「災害医療支援業務計画」概要

日本医師会「防災業務計画」

- 日本医師会は、2014年8月、東日本大震災におけるJMAT活動等が評価され、災害対策基本法の「指定公共機関」の指定を受けた。
- 「指定公共機関」は、法律上「防災業務計画」の策定が義務付けられており、日本医師会においても2014年に策定した後、JMAT本部の位置づけ（2018年）、南海トラフ巨大地震対策や有識者の活用（2020年）などの改正を行ってきた。

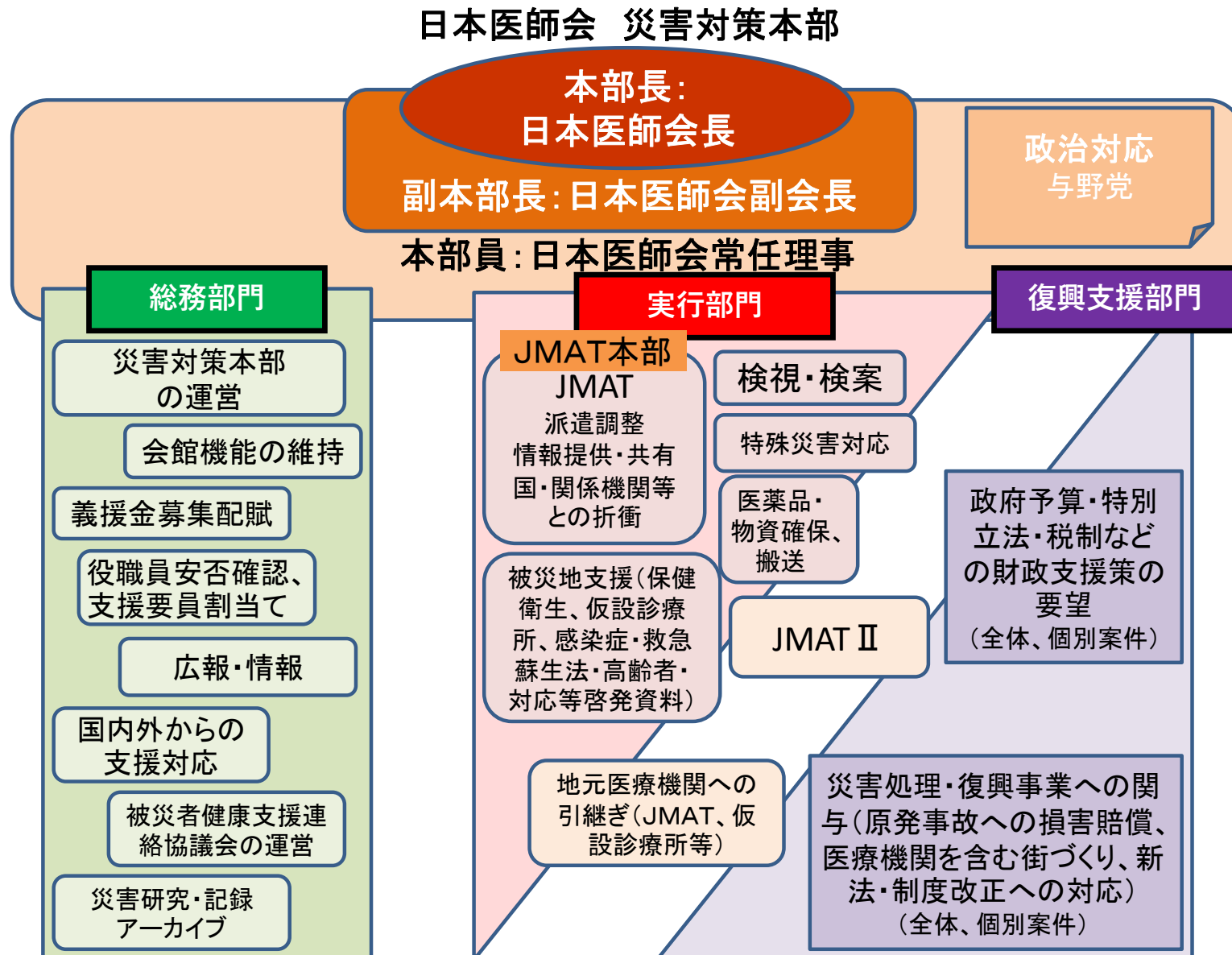
日本医師会防災業務計画では、「災害医療支援活動」を効果的に推進するため、防災業務計画のもとに「災害医療支援業務計画」を作成することとしている。

日本医師会 防災業務計画に定める災害医療支援活動

- (1) JMATの派遣 ← 「JMAT要綱」にも規定
- (2) 死体の検案に関する医師の派遣又はその協力
- (3) 救援物資の搬送及び配分
- (4) 被災地の保健衛生の確保
- (5) 義援金の受付及び配賦
- (6) 広報活動、その他被災地の地域医療の復興を含む
災害医療支援に必要な業務

左記（2）～（6）
およびJMAT活動に関する事務局体制について、「災害医療支援業務計画」に記載

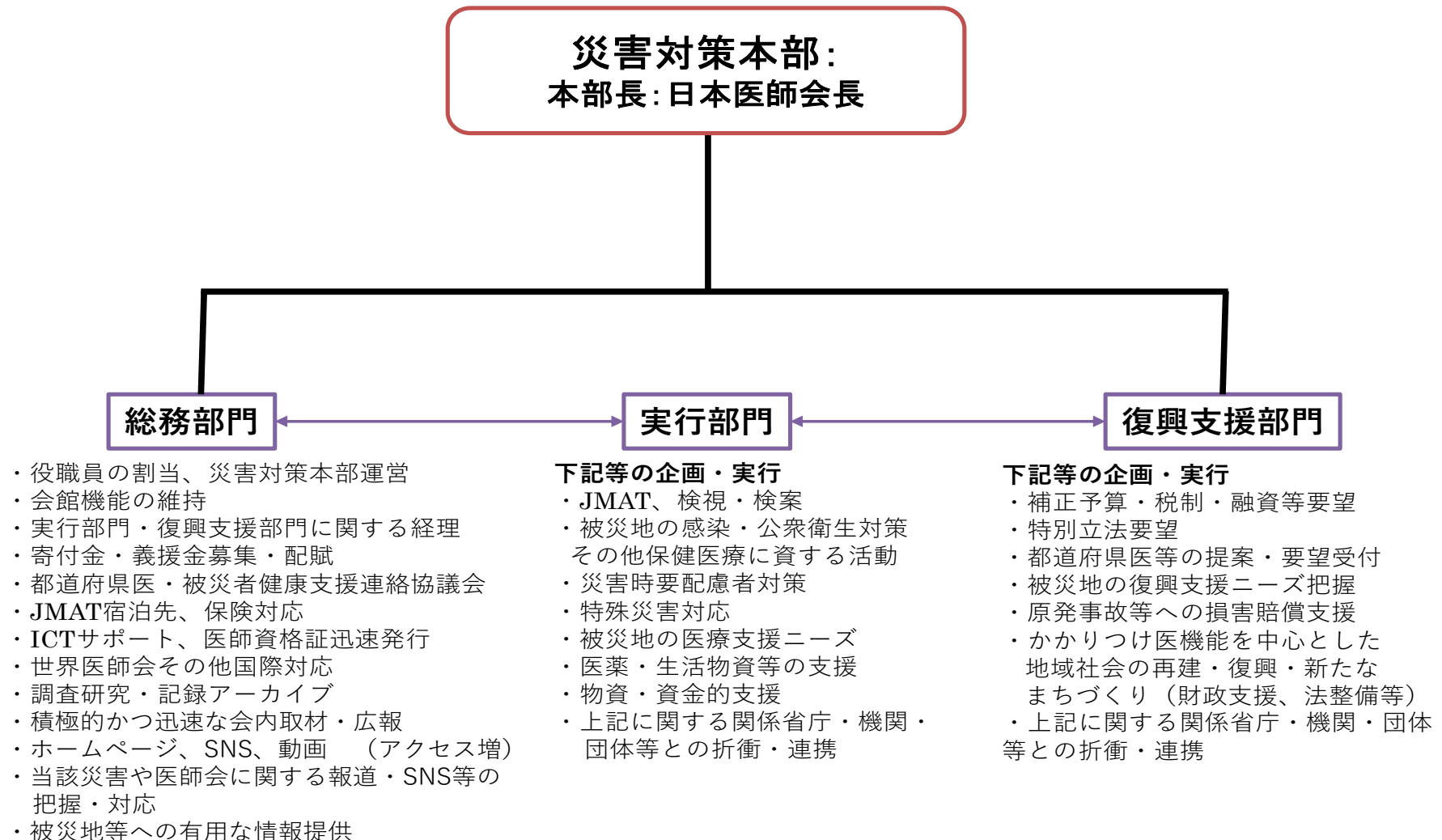
日本医師会「災害医療支援業務計画」概要



平常時の担当分野に拘束されない。一つの課、一人の職員が複数部門に関わるケースもある。

日本医師会「災害医療支援業務計画」概要

災害医療支援業務体制



日本医師会
災害医療支援業務計画

2021年1月19日
公益社団法人日本医師会

目 次

第 1 章	本計画について	- 3 -
第 2 章	適用基準	- 4 -
第 3 章	体制	- 5 -
第 4 章	時系列ごとの対応	- 8 -

第1章 本計画について

日本医師会災害医療支援業務計画（以下、「本計画」という）とは、東日本大震災以降の各種災害から得られた教訓や最新の知見を踏まえ、公益社団法人日本医師会の組織内における災害医療支援業務を効果的に進めることを目的としたものであり、公益社団法人日本医師会防災業務計画（以下、「業務計画」という）第2章第1節において会長が定めるとする災害医療支援業務計画をいう。

本計画上の災害医療支援業務は、業務計画第1章第4節に掲げる以下の災害医療支援業務を内容とする。

また、本計画は、日本医師会館および日本医師会役職員の被災が皆無ないし軽微の場合を前提とする。それらの被災の程度が重度の場合は、日本医師会の機能がある程度回復したときを以て「災害発生直後」とする。

なお、本章に掲げる各対応は、最大規模の災害を想定したものであり、実際の災害の規模や被害の度合いに応じるものとする。

公益社団法人日本医師会の事業継続計画等は別に定めるものとする。

- (1) J M A T（日本医師会災害医療チーム）の派遣
(他に業務計画別紙に定めるJ M A T要綱による)
- (2) 死体の検案に関する医師の派遣又はその協力
- (3) 救援物資の搬送及び配分
- (4) 被災地の保健衛生の確保
- (5) 義援金の受付及び配賦
- (6) 広報活動、その他被災地の地域医療の復興を含む災害医療支援に必要な業務

<参考>日本医師会防災業務計画 第2章 災害医療支援業務の準備（抜粋）

第1節 災害医療支援業務計画の作成

会長は、災害医療支援活動を効果的に推進するため、本計画に基づき災

害医療支援業務計画（次節に定める J M A T 要綱を除く。）を作成し、日本医師会が実施する災害医療支援活動を明らかにするとともに、必要に応じて関連する連絡協議会や研修等を実施して、会員、都道府県医師会及び郡市区等医師会等への周知徹底に努める。

第2章 適用基準

本計画は、下記を基準として状況に応じて適用する。なお、地域を問わない。

災害の種類	適用基準
地震	東京都においては最大震度 5 強以上、その他の地域においては最大震度 6 弱以上であったとき
	南海トラフ地震：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は同（巨大地震警戒）が発表されたとき 東海地震：東海地震警戒宣言
津波	大津波警報のうち 10 メートルの発令がなされたとき
火山噴火	警戒レベル 4 「避難準備」が発令されたとき
豪雨・台風	複数の都道府県において、大雨特別警報の発令もしくは避難指示（緊急）の発令がなされた場合であって、極めて甚大な被害が想定されたとき
原子力発電所事故	避難指示が発令されたとき
その他	日本医師会長より、事態が重大であると考えられるとして本計画を特別に適用するとの指示がなされたとき

第3章 体制

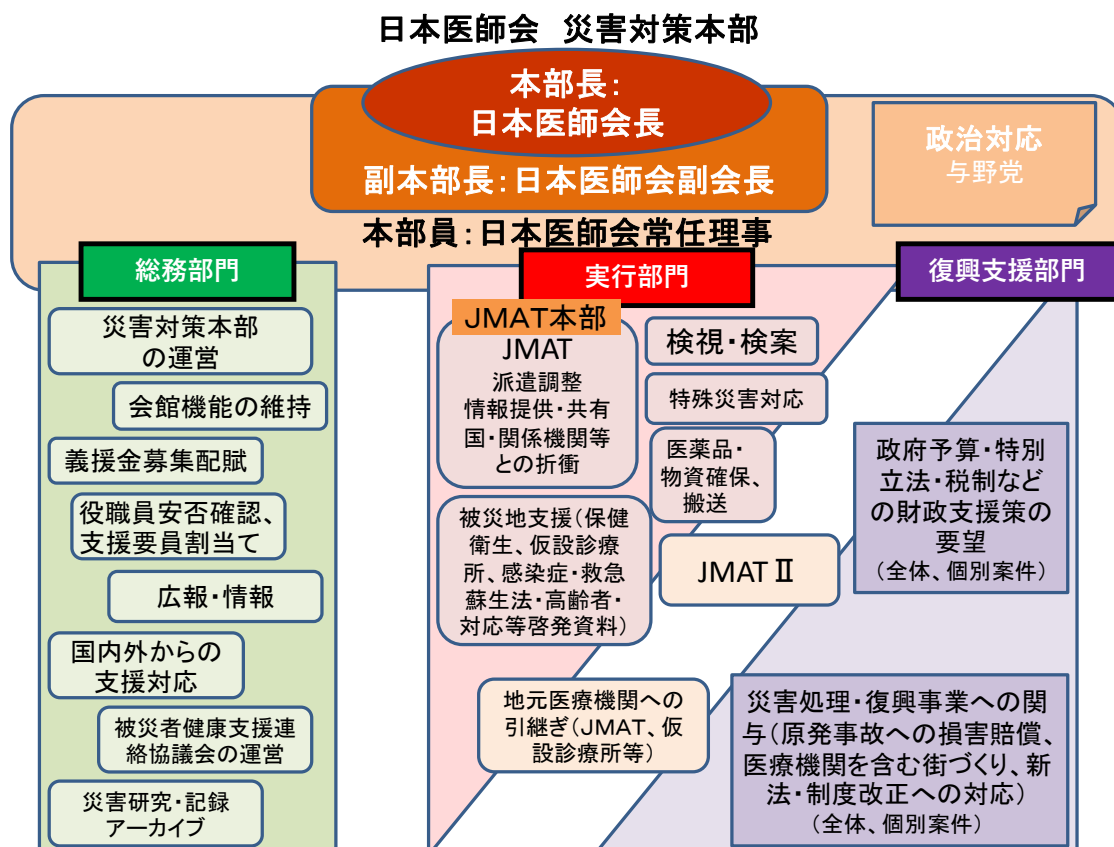
1. 日本医師会災害対策本部

災害対策本部事務局は事務局長を長とするが、被災等によりその任を担うことができない場合は次長、部長、総務課長の順を以て長に任ずるものとする。

当該災害に関連して発出する文書は、組織的、統一的な対応を講じていることを対外的に示すため、原則として発信元を「公益社団法人日本医師会〇〇災害対策本部」とする。本部長名の場合は同本部長の役職とその氏名、本部内の部門長の場合は同部門の役職とその氏名とする。ただし、JMAT に関する文書は「日本医師会 JMAT 本部」ないし同本部長とする。

なお、東海地震警戒宣言もしくは南海トラフ地震臨時情報の発表時に設置される地震災害警戒本部の体制は、本章の規定に準ずる。

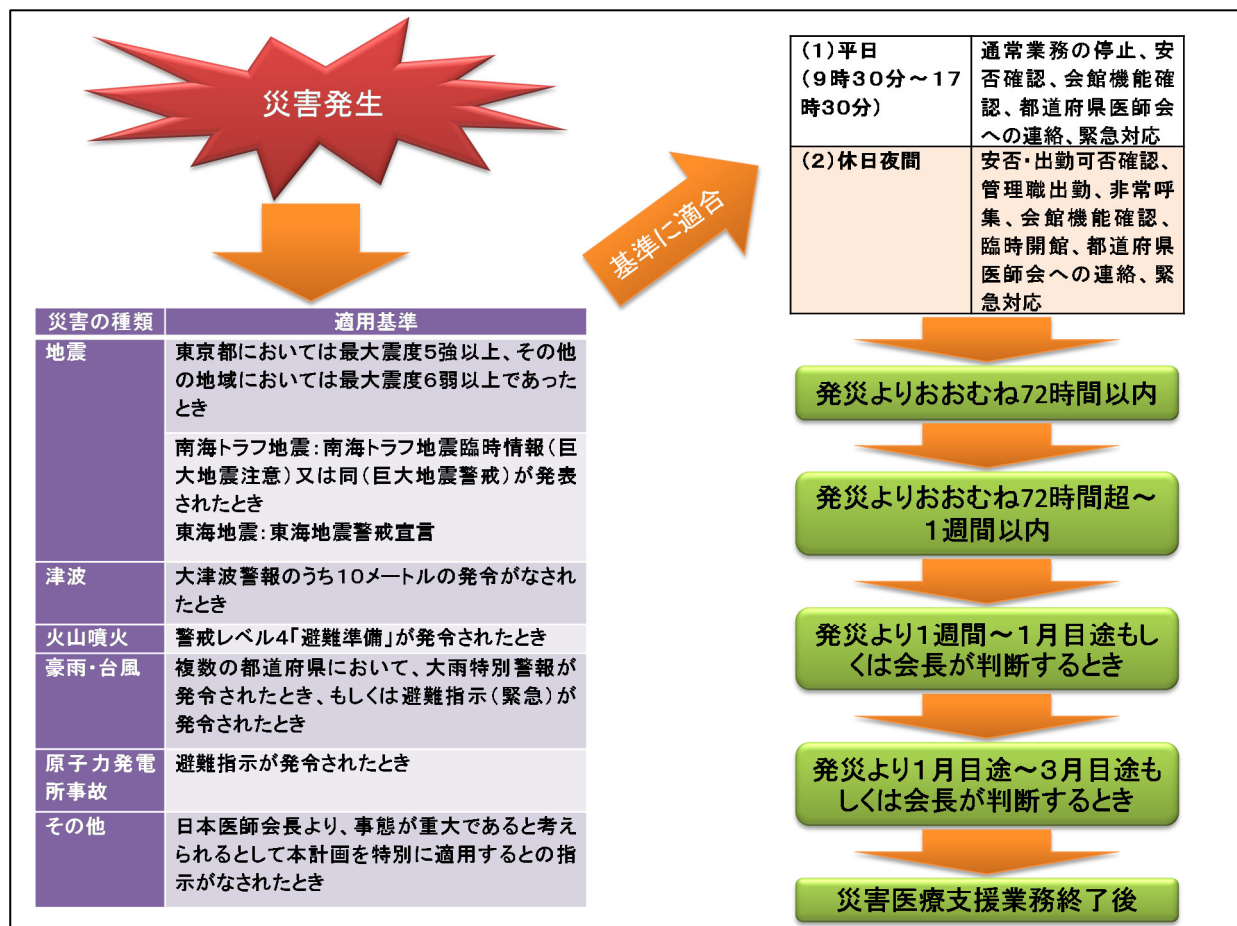
公益社団法人日本医師会防災業務計画より



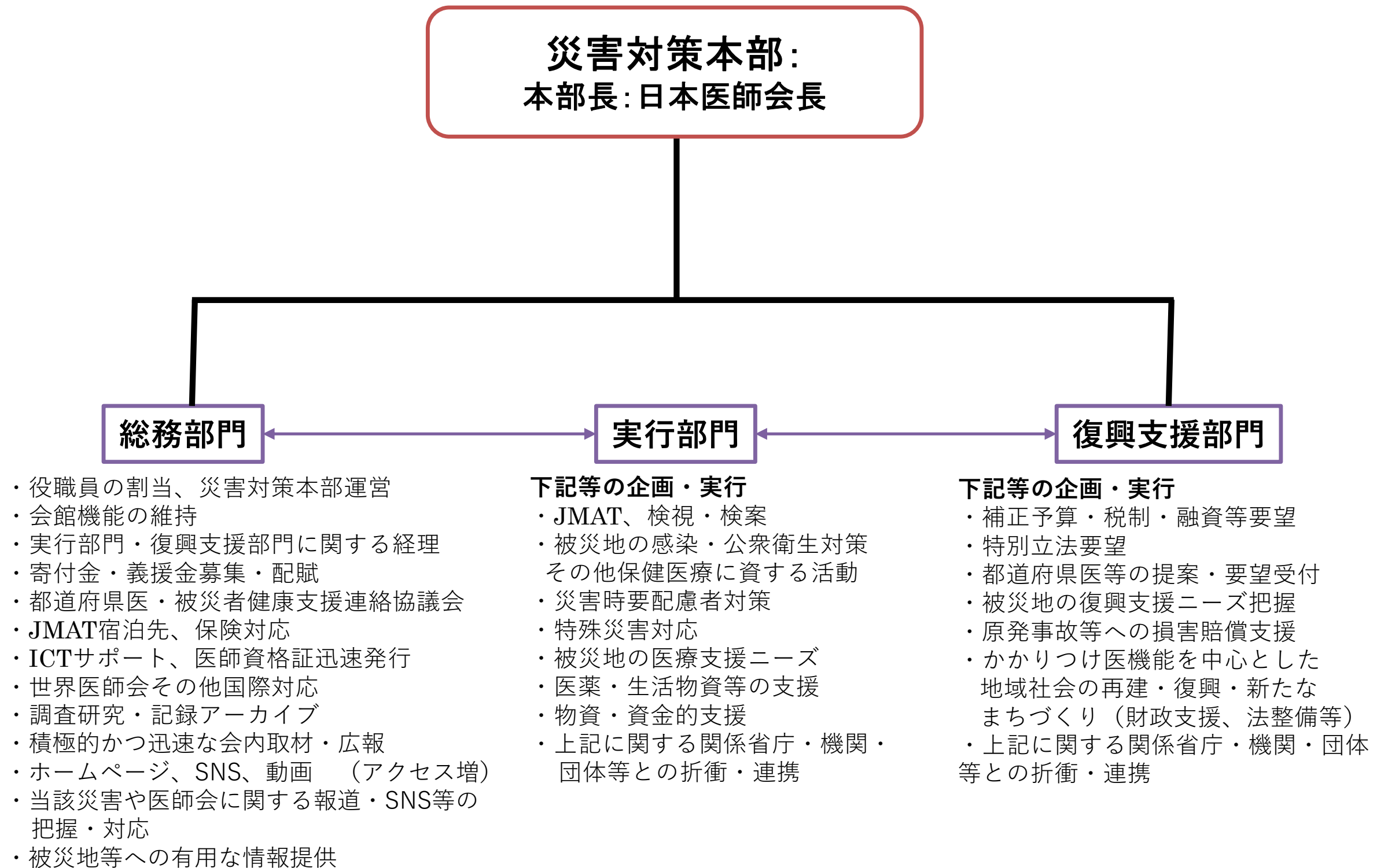
平常時の担当分野に拘束されない。一つの課、一人の職員が複数部門に関わるケースもある。

2. 災害医療支援業務体制

本計画上では、次章の災害医療支援業務体制を構築する。なお、実行部門に属する課は課員の被災等により業務が遂行できない場合に他課に業務を委託するため、平時よりアクションカードや関係団体等のコンタクトリストの作成・適宜の改善を行い、災害時に容易に事務局長ないし他課が利用できるよう努めること。



災害医療支援業務体制

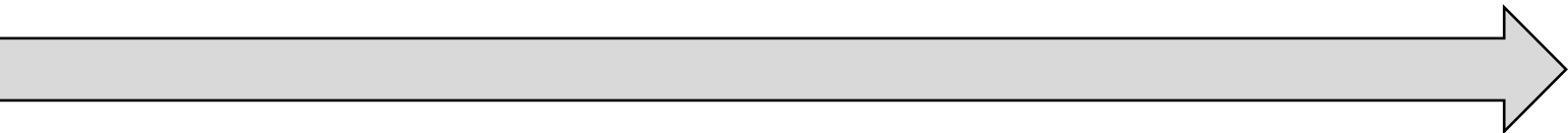


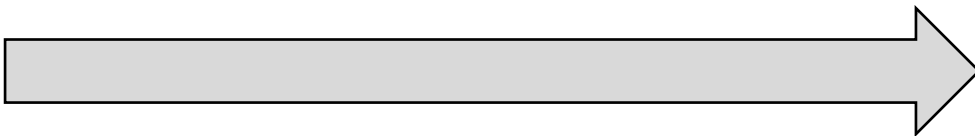
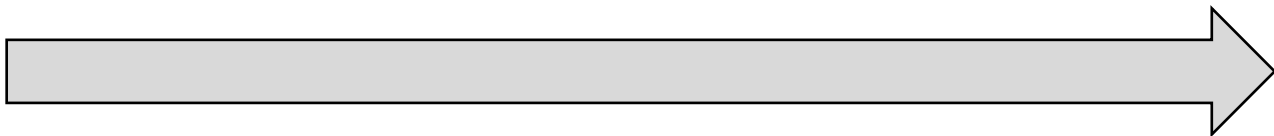
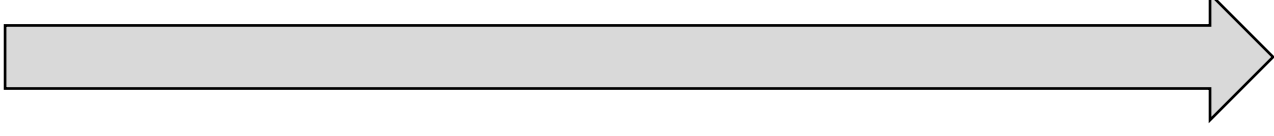
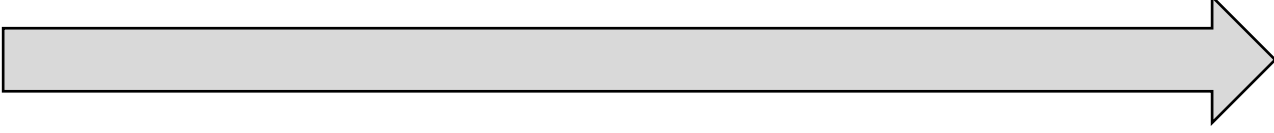
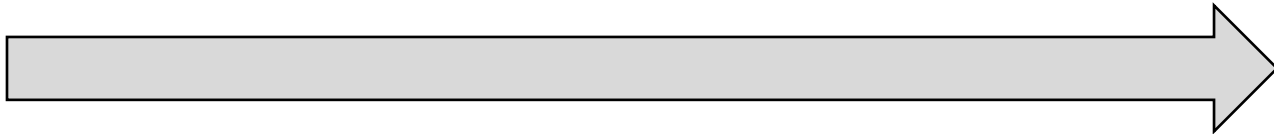
第4章 時系列ごとの対応

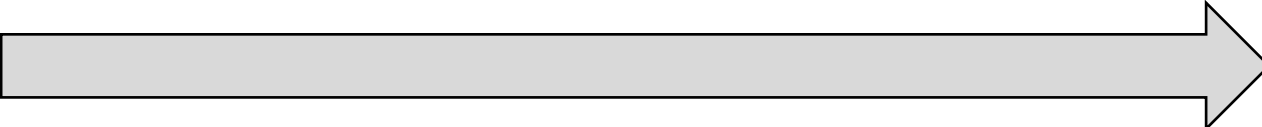
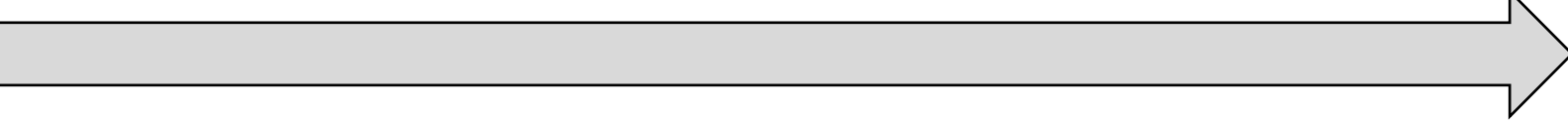
下表の通り、時系列ごとに対応を行う。

本章は、日本医師会館および日本医師会役職員の被災が皆無ないし軽微の場合を前提とする。それらの被災の程度が重度の場合は、日本医師会の機能がある程度回復したときを以て「災害発生直後」とする。また、本章に掲げる各対応は、最大規模の災害を想定したものであり、実際の災害の規模や被害の度合いに応じるものとする。

※災害が発生した時の対応は、日本医師会初動対応マニュアル（仮称）に従うものとする。

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間 超～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目途 ないし日本医師会長が 判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害後（災害医療支援 業務終了後）
総務部門	総務課	災害対策本部の設置・運営	設置に当たっては、日本医師会長（会長に連絡が取れない場合は定款第 29 条第 5 号及び 6 号に基づく順に連絡を取ることのできる他の常勤役員）の指示を受ける。	本部の設置	本部運営			本部の解散 協力団体/企業・者（JMAT 隊員等）への感謝状・表彰
	事務局長、総務課、人事課	災害対策本部における役員・課の分担割当（プロジェクトチーム等の横断的な組織編成を含む）	総務部門・実行部門・復興支援部門ごとに具体的な分担を割り当てる。		業務多忙部門・人員欠乏部門への人員増強（異動、併任・兼務、新規採用、派遣労働、業務外部委託等） ※業務多忙・人員の欠乏等の状況に応じ、役員・課によっては通常業務と異なる分野を分担する場合もある。	通常業務の停止解除、課の分担割当解除		
	総務課	各都道府県医師会の被災状況の確認	各都道府県医師会を通した郡市区等医師会や会員医療機関の被災状況の把握を含む	都道府県医師会宛に第 1 回の確認	都道府県医師会宛に第 2 回の確認		—	—
	経理課	実行部門・復興支援部門の活動に関する経理	実行部門・復興支援部門の活動に関する経理（JMAT 派遣元都道府県医師会等への補助を含む）					
	情報システム課	各課への ICT サポート	WEB 会議その他の情報共有ツールの構築・支援、国の新規導入情報システムへの対応（例：新型コロナウイルス感染症感染拡大における G-MIS、HER-SYS）					—

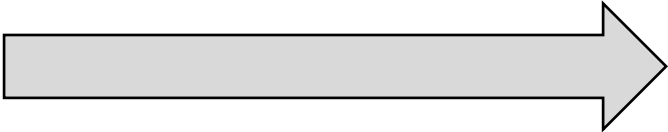
部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災よ りおおむね 7 2 時間 超～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目途 ないし日本医師会長が 判断するとき）	災害収束期（発災よ り 1 月目途～ 3 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害後（災害医療支 援業務終了後）
	情報システム 課 （電子認証セ ンター）	医師資格証の迅速発 行	発行を受けていない医師が JMAT、死体検視・検案医師とし て出務する場合に、求めに応じ て迅速に発行することができる よう体制の構築、運営				—	—
総務部門	情報システム 課	日本医師会会員情報の 提供	日本医師会関係部門や被災地の 都道府県医師会からの依頼に基 づく提供	—	日本医師会関係部門や被災地の都道府県医 師会からの依頼（被災地の調査、安否確認、 JMAT 参加医師の確認等）に基づく提供		—	—
	年金福祉課	JMAT の宿泊先の調 整	協定締結済みのホテル会社との 連携 未締結のホテル、旅行代理店等 複数の宿泊施設の予約を管理・ 運営している事業者との交渉					宿泊協定の拡大等の 検討、実施
	経理課	JMAT 隊員・死体検 視・検案チーム参加 者の保険	保険会社との契約およびその管 理					精算
	医賠償対策課	日本医師会医師賠償 責任保険の適用の確 認	JMAT 参加医師の診療行為に対 する日本医師会医師賠償責任保 険の適用の確認					—
	医賠償対策課 その他関係課	JMAT 隊員等に関す る当該災害の特性に 応じた新たな民間保 険等の創設交渉	例：新型コロナウイルス感染症 の感染拡大における COVID19JMAT 保険、新型コロ ナウイルス感染症対応医療従事 者支援制度、同日本医師会休業 補償制度（災害の態様や規模等 に応じ、死体検案医師、患者転 送先医療機関従事者を含む）					—

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間 超～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目途 ないし日本医師会長が 判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害後（災害医療支援業務終了後）
	地域医療課、 医事法・医療 安全課、年金 福祉課	JMAT 等の航空会社・ 高速道路の無償利用 交渉	JMAT 等の航空会社・高速道路の 無償利用交渉					—、
総務部門	広報課	広報・報道対応	・報道発表 ・積極的かつ迅速な会内取材・ 広報 ・ホームページ、SNS、動画（ア クセス増） ・各種情報の取扱い、出し方の 確認 ・当該災害や医師会に関する報 道・SNS 等の把握・対応 ・その他報道機関への対応 ・被災地への有用な情報の提供					被災地へのエール、 支援呼びかけ、協力 へのお礼（意見広告 等）
	情報システム 課	広報・報道対応	・日本医師会ホームページ等への情報掲載（報道発表、被災地への有用な情報の提供等） ・当該災害や医師会に関する報道・SNS 等の把握・対応（広報課との役割分担）					
	関係課	関係省庁・団体との 連携	関係省庁・団体との連携					
	国際課	世界医師会その他国 際対応・情報発信・支 援受付	世界医師会その他国際対応・情 報発信・支援受付	—	—	例：東日本大震災時、日医の「東日本大震災：情報提供」の主要部分を「JMA Disaster Headquarters Status Reports」として英訳。英文ホームページに掲載し、随時、海外向けに情報発信		適宜情報発信
	総務課	被災者健康支援連絡 協議会対応	構成団体・組織との連絡・開催調 整	—	構成団体・組織に対 する必要な連絡	日本医師会長（災害対策本部長）より開催 の指示があるとき		—

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間 超～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目途 ないし日本医師会長が 判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害後（災害医療支 援業務終了後）
	総務課、経理課、広報課、情報システム課	寄付金・義援金	寄付金・義援金募集、受領、配賦、ストック	—	—	募集開始、周知	配賦基準の策定、配賦	配賦
	広報課、情報システム課	国民等の理解促進	・医療従事者応援や国民への協力取り付け ・（医薬品不足の場合）長期処方自粛に理解を求める国民向け啓発	—	—	・意見広告 ・ホームページ、日医公式 Youtube 等		—
総務部門	経理課、医賠償対策課、年金福祉課	会費、医師年金等	・会費減免 ・医師年金加入者・受給者に対する特別措置	—	—	・会費減免に関する検討・保険会社との折衝・周知 ・医師年金加入者・受給者に対する特別措置（例：震災復興年金、手続簡略化、掛金支払い一時的免除）折衝・周知		
	健康医療第 1 課	認定産業医・認定健康スポーツ医の特例	更新、被災医師の審査・登録料減免等	—	—	認定産業医・認定健康スポーツ医の特例（更新、被災医師の審査・登録料減免等）		
	医学図書館		アーカイブ、外部支援	—	—	—	・各医師会・関係団体記録集の保存 ・図書・文献を喪失した医科大学・病院等への無償提供	

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間超 ～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目途 ないし日本医師会長 が判断するとき）	災害後（災害医療支援 業務終了後）
実行部門	医療保険課、 介護保険課	医療保険・介護保険 上の取扱いに関する 折衝・周知（保険証喪 失、一部負担の減免・ 猶予、保険料減免・猶 予等）	左記の他、東日本大震災・新型コロナウイルス感染症対応等の先例を踏まえて適宜、次のような対応 ・共同指導等の延期への折衝 ・診療報酬・介護報酬の概算払いへの折衝 ・一部負担金の支払猶予という対応ではなく免除するという決定がすぐに行えるよう厚生労働省に折衝 ・従来通院している医療機関が被災していることも考えられることから公費負担医療や労災保険の診療など指定医療機関以外を受診しても給付する取扱いを示す ・仮設の診療所であっても保険診療が可能である旨を周知する ・被災した要介護高齢者等に係る介護サービスの提供等について、避難所や旅館等においても必要な居宅サービスを受けることができるよう市町村に対し柔軟な取扱いを依頼 ・介護保険の一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料の納期限の延長及び猶予等を行うとともに、事業所における定員超過利用、人員、施設、運営基準等の緩和などを要請 ・訪問看護指示書に記載された有効期間を超えた場合や訪問看護計画書等を主治医に提出できない場合であっても基本療養費の算定可能とする ・要介護認定の特例的に柔軟な取扱いを要請					—
	地域医療課、 介護保険課、 医療保険課、 医事法・医療 安全課、医業 経営支援課	法令上・診療報酬／ 介護報酬上の特例要 請	医療法・医師法（保健師助産師 看護師法）・介護保険法・診療報 酬上の開設管理・文書保存・施 設基準・医療法人等提出義務書 類等の緩和・柔軟運用・特例に 関する周知、厚生労働省等との 折衝も行う	・職員数の減少・患者急増の場合の施設基準（構造設備、人員配置）の取扱い ・仮設診療所の設置 ・診療日・時間の変更 ・医療法人等関係手続その他		原子力発電所事故等の場合、避難地域に立 地する医療機関に関する各種法手続・届出 事項等の簡素化・猶予も求める。		—

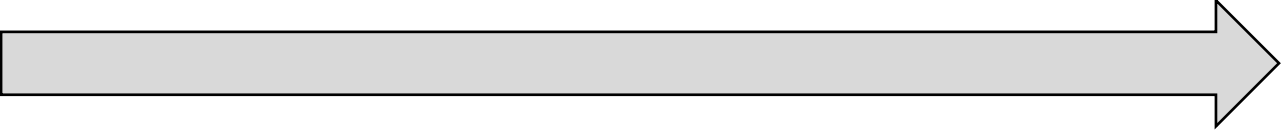
部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間超 ～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目途 ないし日本医師会長 が判断するとき）	災害後（災害医療支援 業務終了後）
実行部門	地域医療課	JMAT 本部活動	・ JMAT 要綱に基づく活動 ・ JMAT 本部の設置 ※地域医療課被災時に備え、 アクションカード、コンタクト リスト等の事前作成、事務局 内共有	・ JMAT 本部サイト（構築中）災害モード移行 ・ 災害対策本部による派遣の決定 ・ 被災地・統括 JMAT 派遣依頼先都道府県医師会との連携 ・ 感染症発生動向等に関する関係課との連携 ・ 厚生労働省等の正式な日本医師会宛協力依頼文書の発出手配 ・ 派遣元都道府県医師会への被災地 JMAT・統括 JMAT の派遣依頼状の発出 ・ スカパーアンテナの統括 JMAT（先遣）への貸与 ・ DMAT 事務局・日本災害医学会（日本医師会と協定締結済み）、関係省庁、保険会社への連絡	・ JMAT 本部サイト災害モード本格運用（JMAT 登録申込受付、活動報告、クロノロジー等） ・ 都道府県医師会に対し、災害診療記録様式その他関係資料の提供 ・ 日本環境感染学会（DICT）等当該災害における JMAT 派遣の関係学会・機関への協力要請 ・ 携行医薬品・資器材リスト他情報提供（当該災害に適した医薬品・資器材の情報提供も行う） ・ JMAT ベストの発送	・ 被災地 JMAT、支援 JMAT、統括 JMAT ※被災地の都道府県医師会や統括 JMAT との連携・協議、被災地に対するアンケート調査等により、被災地の状況変化に伴う派遣先の再調整、絞り込み等を含む	・ JMAT 等の災害救助法の適用に関する折衝 ・ JMAT の派遣終了、被災地医師会への引継ぎ ・ 医師・看護職員等の不足が深刻化した地域への医師等の派遣（JMAT II）	JMAT 本部の解散

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間超 ～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目途 ないし日本医師会長 が判断するとき）	災害後（災害医療支援 業務終了後）
実行部門	地域医療課	JMAT 派遣	JMAT の派遣 ※災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）に JMAT 派遣が決定された場 合。それ以降に決定された場 合は適宜繰り下げる。	・統括 JMAT（先遣）の 編成・派遣 ・「支援 JMAT」の派遣 要否の判断 ・余震・気象変動・感染 症発生動向等の安全確 認 ・「被災地 JMAT」の派 遣	JMAT 派遣の本格的 な開始	・一定期間経過後、日本災害医学会（DMAT 事務局）との連携、同学会コーディネー ションサポートチームの JMAT としての派 遣 ・日本災害リハビリテーション支援協会 （JRAT）、日本小児科学会等との協力		JMAT 活動の課題検 証、JMAT 体制・研修 等への反映（救急災 害医療対策委員会）
	医事法・医療 安全課	検視検案協力	・警察庁、被災都道府県医師会、 都道府県医師会警察活動に協力 する医師の部会との連携、警察 庁等による正式な日本医師会宛 協力依頼文書の発出手配 ・派遣元都道府県医師会等への 派遣依頼状の発出 ・派遣・出務医師のとりまとめ ・国土交通省等の警察庁以外の 関係省庁・地方公共団体等との 連携（高速道路等の通行等）			—	—	活動の課題検証、今 後の体制等への反映

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間超 ～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目途 ないし日本医師会長 が判断するとき）	災害後（災害医療支援 業務終了後）
実行部門	生涯教育課、 地域医療課、 健康医療第 1 課、健康医療 第 2 課、医業 経営支援課、 広報課その他 関係課 日医総研	・特殊災害：CBRNE 災害（原子力発電所 事故、化学工場から の有毒物質流出等） への対応 ・新興・再興感染症の 感染拡大が併発した 場合の対応	・防災業務計画上の有識者によ る会議の設置、関係学会、専門 機関（日本中毒情報センター、 量子科学技術研究開発機構等） 等との連携 ・会内委員会の設置（緊急対 策、・被ばく医療、現地住民・従 業者の健康・医療、除染等） 関係省庁との折衝（同上） ・風評被害対策、原子力発電所 事故や感染症患者等への差別対 策（啓発、被災地からの避難者 への適切な医療提供含む） ・JMAT 隊員等や被災地住民へ の予防接種 ※本計画における感染症対策 は、JMAT や死体検視・検案医 師の活動支援、被災地の都道 府県医師会・郡市区医師会等 や医療機関への支援を目的	迅速な情報の収集及び 都道府県医師会等への 提供	・概要に掲げる他、被災地住民・原発等の作業員への健診実施、 メンタルヘルス等の健康管理策、被害医療機関による損害賠償請 求への支援等 ・外国団体・企業からの除染設備等の申し出対応を含む			活動の課題検証、今 後の体制等への反映
	健康医療第 2 課、広報課、情 報システム課	被災地の保健医療対 策	・被災地の悪化した公衆衛生対 策・感染症対策その他保健医療 に資する活動	—	—	・感染症（破傷風含む）・熱中症・土埃/粉 塵・結膜炎・DVT 等 ・精神疾患 ・避難者・在宅療養者の健康維持のための 啓発・広報活動		活動の課題検証、今 後の体制等への反映
	健康医療第 1 課、地域医療 課、介護保険 課	原子力発電所事故に よる停電発生時の対 応	原子力発電所事故による停電発 生時の対応	・関係省庁・電力会社等との折衝 ・関係都道府県医師会・郡市区医師会等、医療 機関（在宅医療含む）への緊急連絡		・計画停電に関する情報収集・周知 ・必要な施策の要望活動		—

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間超 ～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目途 ないし日本医師会長 が判断するとき）	災害後（災害医療支援 業務終了後）
実行部門	地域医療課	情報共有手段の確保	・JMAP（日本医師会地域医療情報システム）及び防災インターフェイス（JAXA） ・ISUT（Information Support Team、災害時情報集約支援チーム） ・J-SPEED（災害診療記録及び災害診療概況報告システム）	・J-SPEED、ISUT 等の当該災害における ID、パスワード確保 ・防災インターフェイスからの衛星情報（津波等の推定浸水地域）ダウンロード、JMAP への取り込み、推定浸水地域立地医療機関のリスト化・マッピング ・上記の都道府県医師会等への情報提供	・J-SPEED による被災地の患者像・医療ニーズの把握 ・ISUT 等による被災地支援状況の把握 ・厚生労働省・内閣府等による既存（EMIS、G-MIS 等）・新設の情報収集・情報共有手段への参画・関与 ・上記の会内・都道府県医師会等との情報共有			—
	地域医療課、 介護保険課、 健康医療第 2 課	医療機関・介護施設・福祉施設等の被災その他の状況把握	建物、ライフライン等の被災その他の状況把握	EMIS による医療機関被災状況の把握	国等からの情報収集 入院先が被災した精神疾患患者への対策			—
	地域医療課、 健康医療第 1 課、健康医療第 2 課、介護保険課、総務課その他関係課	災害時要配慮者対策（外国人含む）（男女共同参画等の視点を含む）	災害時要配慮者対策（外国人含む）（男女共同参画等の視点を含む）	・国を通じた避難行動要支援者リストの郡市区等医師会への早期提供要請 ・停電対応	・在宅療養中の高齢者・医療的ケア児等の障害児者への対応 ・高齢者・乳幼児等への予防接種 ・国等による外国人無料医療相談・医療通訳サービスの実現への要望活動（医療通訳団体・企業との連携を含む）			—

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間超 ～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目途 ないし日本医師会長 が判断するとき）	災害後（災害医療支援 業務終了後）
実行部門	関係課 各課横断的な プロジェクト チーム	物資不足への対応	・ 関係団体・事業者間調整、支援ニーズの把握、物資の発送・受領確認等 ・ 医療機関・介護施設・製薬工場・卸会社その他流通の被災等による医薬・医療機器・PPE（個人感染防護具）・燃料・食料等の必要物資不足等の医療の継続上の問題への対応 ・ 医薬品の需給・不足等に関する情報収集・連絡、PPE を含む必要物資・トレーラーハウス等の支援申し出対応 ・ 国の対応窓口等の把握・周知	—	・ 医療機関・介護施設・製薬工場・卸会社その他流通の被災等による医薬・医療機器・PPE・燃料・食料等の必要物資不足等の医療の継続上の問題への対応 ・ 被災等により入手困難な医薬品・医療機器等の配分に関する折衝・周知 ・ 未承認医薬品の緊急輸入への対応、緊急輸入医薬品に関する周知（医薬品供給停止、特殊災害等の場合） ・ 国の対応窓口等の把握・周知 ※東日本大震災時は、政府内に食料等の対応窓口設置	・ 各団体・医療機関・企業（海外含む）その他からの仮設テント・プレハブ、検診車、各種物資その他の協力申し出対応	—	—

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間超 ～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目途 ないし日本医師会長 が判断するとき）	災害後（災害医療支援 業務終了後）
復興支援部門	関係課	医療機関の復旧・再 建可否等の被災地の 医療復興に関する情 報収集・共有	適宜、地域医師会に対するアン ケート等の実施（医師会看護学 校、共同利用施設等を含む）					
	総合医療政策 課、地域医療 課、健康医療 第 2 課、医業 経営支援課、 医療保険課、 介護保険課そ の他関係課	国の財政支援その他 の施策に関する要望 活動	・ ニーズの把握 ・ 要望活動 ・ 与野党、行政機関・関係団体 の長との対外調整（総合医療政 策課） ※災害対策を理由とした規制 改革等の動向監視を含む（総 合医療政策課）	—	・ 現行の支援制度の課題把握、過去の補正 予算/通常予算・特別立法に関する要望の精 査、今回の要望事項の整理 参考：阪神・淡路大震災に対処するた めの特別の財政援助及び助成に関する法律 （平成七年法律第十六号）第 5 章、東日 本大震災に対処するための特別の財政援 助及び助成に関する法律（平成二十三年 法律第四十号）第 7 章（一部負担免除、 復旧補助費公民補助率差等） ・ 被災地の復興支援ニーズ把握 ・ 都道府県医師会等の提案・要望受付 ・ 要望活動の開始	・ 適宜要望活動の継続 ・ 実現された財政支援策の周知		
	総合医療政策 課、関係課	復興支援に関する要 望活動	被災地のかかりつけ医機能を中 心とした地域社会再建・復興や 新たなまちづくり、当該災害を 踏まえた災害医療体制への支援	—	情報の収集、整理	・ 適宜要望活動 ・ 実現された財政支援策の周知		
	女性医師支援 センター、地 域医療課、介 護保険課	医師等の医療・介護 人材確保	・ 被災地の雇用継続 ・ 国の施策への要望、関与、周 知（例：新型コロナウイルス感 染症対応における医療人材専門 求人サイト「医療のお仕事 Key- Net」	—	—	・ 国への要望活動 ・ 国の施策の周知		
	生涯教育課そ の他関係課	被災地の医療・介護 復興に関する専門的 な支援	有識者・他分野専門家の支援	—	—	防災業務計画に基づく有識者の協力要請（会議の設置等）		

部門	組織	災害医療支援業務	概要	災害発生直後（発災より おおむね 7 2 時間以内）	災害急性期（発災より おおむね 7 2 時間超 ～ 1 週間目途）	災害中期（発災より 1 週間経過後～ 1 月目 途ないし日本医師会 長が判断するとき）	災害収束期（発災より 1 月目途～ 3 月目途 ないし日本医師会長 が判断するとき）	災害後（災害医療支援 業務終了後）
復興支援部門	健康医療第 1 課	復旧・復興作業従事 者等の健康対策		—	—	復旧・復興作業従事者等の健康対策		
	医業経営支援 課その他関係 課	医業・介護経営支援	・復興支援に係る税制上の特例 ・資金繰りの支援（融資、保証） ・二重債務問題（医療機関建設のための従前の借入及び全半壊した医療機関再建のための借入）への対応 ・被災医療機関の雇用維持の支援 ・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁（「なりわい再建補助金」（新グループ補助金）等）・福祉医療機構（融資）等との折衝	—	—	・復興支援に係る税制上の特例措置取り扱いに関する厚生労働省・経済産業省・中小企業庁等との折衝、地域医師会・医療機関への周知 ・福祉医療機構等との折衝、セーフティネット保証に係る調査への協力、融資特例措置等の周知 例）東日本大震災時は、雇用調整助成金・雇用保険失業給付について、国会議員や政党など関係各所へ失業給付の日数延長や失業給付の上限額の引上げ、雇用調整助成金の支給条件の緩和等に関する要望書を提出		
	日医総研、医 業経営支援課	被災状況の調査・研 究	被災地の医療機関の被害状況、 医業経営実態、経営環境等	—	—	関連の調査・研究、公表、日本医師会の要望活動への反映		・当該災害に関する詳細調査研究、ファクトブックその他今後の災害対策への参考資料作成 ・原発事故等の特殊災害の損害賠償に関する調査